平成２９年（フ）第２９１５号
埼玉県川口市弥平１丁目２―11
破産者　富樫　孝幸
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９３４号
東京都中央区東日本橋２丁目17番10号　東日本橋第５梶山ビル
破産者　徳和商事株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９３６号
東京都杉並区成田東２丁目10番５号
破産者　株式会社賃貸コンシェルジュ
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９３７号
東京都西東京市南町５丁目９―16―101
破産者　山本　拓也
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９６８号
東京都台東区浅草橋５丁目１番30号　ＢＲビル１Ｆ
破産者　株式会社ヴォーチェ
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９６９号
埼玉県和光市本町19―１―201
破産者　冨沢　理恵
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９７１号
東京都品川区西五反田２丁目10番８号
破産者　有限会社エーコネクト
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９７２号
東京都品川区西五反田２丁目10―８―1103
破産者　福井　　晃
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９９１号
神奈川県横浜市緑区三保町2467―23、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿１丁目７番６号
破産者　ダブルオーエフ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９９２号
東京都目黒区緑が丘２丁目21―１―103
破産者　藤井　太地
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６５号
東京都墨田区堤通１丁目９番10号
破産者　東京テクノシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６６号
埼玉県草加市柳島町57―４
破産者　浦野恒一郎
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０８８号
東京都港区南青山２丁目２番８号
破産者　株式会社マネジメントコード
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０８９号
東京都大田区東雪谷２丁目３－２―305
破産者　桂　　太郎
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１２２号
東京都港区赤坂１丁目３番５号
破産者　Ａｓｙｎｃ　Ｒｏｃｋｅｔ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１２３号
東京都足立区西新井本町２丁目14―11―1102
破産者　廣瀬　拓也
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１５７号
東京都足立区西綾瀬２丁目19番５号
破産者　合同会社進
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１５８号
東京都中野区野方４丁目22―８―202
破産者　松本　　進
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９２号
東京都港区六本木３丁目11番５号
破産者　株式会社川辺興業
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９３号
東京都品川区南大井５丁目22―11―401、開始決定時の住所東京都港区南麻布１丁目３―13―401
破産者　ハザラティー　サーサンこと　ハザラティアン　ファン　サーサン
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２３号
東京都品川区東五反田５丁目27―２―805
破産者　吉村健太郎
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部